平成２２年（フ）第２８９号
長野県松本市蟻ケ崎３丁目４番Ｄ―201号
県営住宅
債務者　瀬端　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９８号
岐阜県美濃加茂市西町５丁目211番地１
イーグルビレッジＣ108
債務者　西紋　淳裕
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２９６２号
名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原602号
債務者　趙信愛こと　安川　信愛
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００号
三重県名張市赤目町一ノ井216―５、住民票上の住所三重県松阪市垣鼻町1790番地19
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１０７号
三重県伊賀市三田1730番地の４
債務者　新田　泰治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１１３号
三重県名張市つつじが丘北６番町179番地
債務者　河野　二葉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２９３号
三重県四日市市朝日町12番12号
債務者　越中谷雅彦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
三重県四日市市赤水町111番地24
債務者　勝谷くに子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
三重県四日市市曙２丁目１番３―101号
債務者　鈴木トシ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
三重県四日市市曙２丁目１番３―101号
債務者　中村　忠義
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
兵庫県川西市東畦野３丁目９番30号
債務者　桑野　重幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３３号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―414号
債務者　佐方　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４６号
兵庫県川西市矢問３丁目７番37号、前住所兵庫県川西市萩原台西２丁目124番地　魚田方
債務者　谷　　清子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７２５号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番14号　錦江荘５号
債務者　西田　聡司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５８号
兵庫県尼崎市大島２丁目31番13号
債務者　古川　武雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５９号
兵庫県尼崎市大島２丁目31番13号
債務者　古川みどり
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３７号
兵庫県西宮市浜脇町２番11―302号
債務者　溝口生花店こと　中村　昌司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３８号
兵庫県西宮市浜脇町２番11―302号
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係